

## 令和7年度 高齢者インフルエンザ予防接種実施要領(医療機関用)

この予防接種は、予防接種法に基づく定期予防接種(B類疾病)となります。実施詳細につきましては、小冊子「B類疾病予防接種ガイドライン」でご確認の上実施してください。

**実施期間** 令和7年10月1日(水)～令和8年2月28日(土)まで

**対象者** 飯塚市、嘉麻市、桂川町に住所(住民票登録)を有する者で下記に該当する方

- ① 接種日現在で65歳以上の方
- ② 接種日現在で60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活を極度に制限される方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に、日常生活動作がほとんど不可能な程度の障がいがある方(身体障がい者手帳(以下「身障手帳」という)1級程度)

注1) 対象となる障がいは、上記②のみです。②以外の、例えば肢体不自由や直腸の障がいを理由として1級と認定された方は、対象外となります。また、②以外の65歳未満の方は、対象外です。

注2) 身障手帳の提示や証明書(主治医の診断書・意見書)の提出により対象者であるか判断してください。

注3) ②の対象者で、身障手帳をお持ちの方は、予診票下部の「※60歳～65歳未満の場合」のところに、手帳番号と病名をご記入ください。手帳のコピーの添付でもかまいません。

証明書により対象となる場合は、証明書(主治医の診断書・意見書)を添付してください。障がいの1級程度を判断する医師は、認定医や心臓などの疾患の専門医に限りません。接種を希望する対象者のかかりつけ医により行うことができます。その際には、配布資料の「身体障がい者1級程度認定基準」に沿って、該当の有無を判断してください。また、該当する場合は、どの項目に該当するかを明確にしておいてください。

**接種回数** 実施期間内に1回のみ

(接種期間内において2回接種された場合は、2回目は全額自己負担になります。)

**接種費用** 各医療機関は、「1,500円」を自己負担金として徴収してください。

(ただし、飯塚市、嘉麻市、桂川町以外の方の接種料金、自己負担金については異なりますので各市町村もしくは福岡県医師会のホームページでご確認ください。)

**減免対象者** 上記対象者①②のうち、次の方は接種費用が無料になります。

減免対象者	飯塚市	桂川町	嘉麻市
生活保護世帯	医療カードの 提示の者	診療依頼書の 提示の者	印鑑登録証兼医療 カードの提示の者  (予診票下段にケース番号記入)
市町民税非課税世帯 (世帯全員が該当する場合のみ)	①市町発行の非課税世帯であることがわかる証明書等持参の者  (予診票下段にチェックし、原本を予診票添付)  ②介護保険施設入所者であれば、介護保険負担限度額認定証 (介護保険負担限度額認定証であればコピーを予診票に添付)		※別添「資料1」参照

### 注意点

- ① 自己負担金免除の確認は、各医療機関窓口で行ってください。
- ② 生活保護世帯の方は予診票下段にケース番号(医療カード・診療依頼書の番号)を記入、非課税世帯の方は、予診票下段のチェックと証明書(非課税世帯であることがわかる証明書原本または介護保険負担限度

額認定書写し)を添付してください。(記入がない場合は、一般分として委託料が算出されますのでご注意ください)

- ③ 対象者①②のうち、生活保護世帯、非課税世帯に属する方が減免の対象です。身障手帳1級程度の日常生活状態に該当する方も必ず一般か減免かの確認をしてください。

<非課税世帯であることがわかる証明書について>※嘉麻市の方は別添資料1参照

**【発行場所】**

- 飯塚市…本庁市民課・各支所市民窓口課
- 桂川町…税の担当窓口

注1) 非課税世帯であることがわかる証明書はその年の1月1日現在の住所地での発行となるため、現住所と違う市町村の非課税世帯であることがわかる証明書を持参される場合があります。

注2) 接種費用を支払った後に非課税世帯と判明した場合、市町で払い戻しはできません。

**接種不可者**

- 当日の接種不可も市町の公費負担の対象となります。委託料は1回3,228円です。
- 接種不可は同一人に対して、「1回」のみが公費負担の対象となります。

**被接種者数の報告**

毎月10日までに前月分の予診票と実施報告書兼請求書を被接種者の住民票のある市町へ提出してください。

**委託料(接種料金)**

		一般分	減免者分	接種不可
バイアル	1件	3,653円	5,153円	3,228円
シリンジ	1件	3,862円	5,362円	3,228円

**その他**

- ① 医師が特に必要と認めた場合は、新型コロナワクチンと同時に接種をすることは可能です。
- ② 接種希望者から電話予約があった時に、生活保護世帯は医療カード又は診療依頼書、非課税世帯の方は非課税世帯であることがわかる証明書(施設入所の方は介護保険限度額認定証でも可)を持ってくるようにお伝えください。
- ③ 予診票はボールペンで記入してください。
- ④ 接種不適当者、要注意者は「小冊子「B類疾病予防接種ガイドライン」等で確認してください。
- ⑤ 予診票のワクチン接種年月日と本人サインの日は、必ず同じ日にして下さい。
- ⑥ 医師の署名又は記名押印は、医師の直筆(フルネーム)又はゴム印の場合は押印が必要です。
- ⑦ 高齢者向けの予診票が不足する場合は、事前に医療機関の所在する市町にご連絡ください。  
※高齢者インフルエンザ予防接種の対象者以外は、任意接種ですので、市町から配布した予診票は使用できません。
- ⑧ 接種後、高齢者予防接種済証(別添)に必要事項を記入のうえ、被接種者に交付してください。
- ⑨ 本人が接種を希望する場合に接種を行うことができます。本人が署名できない場合、代筆が可能な方は、順番に同居の家族・同居していない家族・身の回りの世話をする施設の職員となります。接種医師、医院の看護師、施設長による代筆はできません。なお、対象者の意思の確認が容易でない場合は本人の意思が尊重されるように十分配慮の上、家族やかかりつけ医の協力を得て接種してください。

**問い合わせ先** ※接種者の住民票のある市町にお問い合わせください。

飯塚市 健幸保健課 地域保健係 TEL0948-96-8615

嘉麻市 健康課 健康推進係 TEL0948-42-7430

桂川町 健康福祉課 健康推進係 TEL0948-65-0001

## 嘉麻市接種費用減免者の該当確認書類について

資料 1

自治体が使用する情報システムの標準化により、嘉麻市においては、今まで発行していた非課税世帯証明書が9月29日以降発行できなくなりますので、減免対象者の確認書類を下記のとおり変更させていただきます。

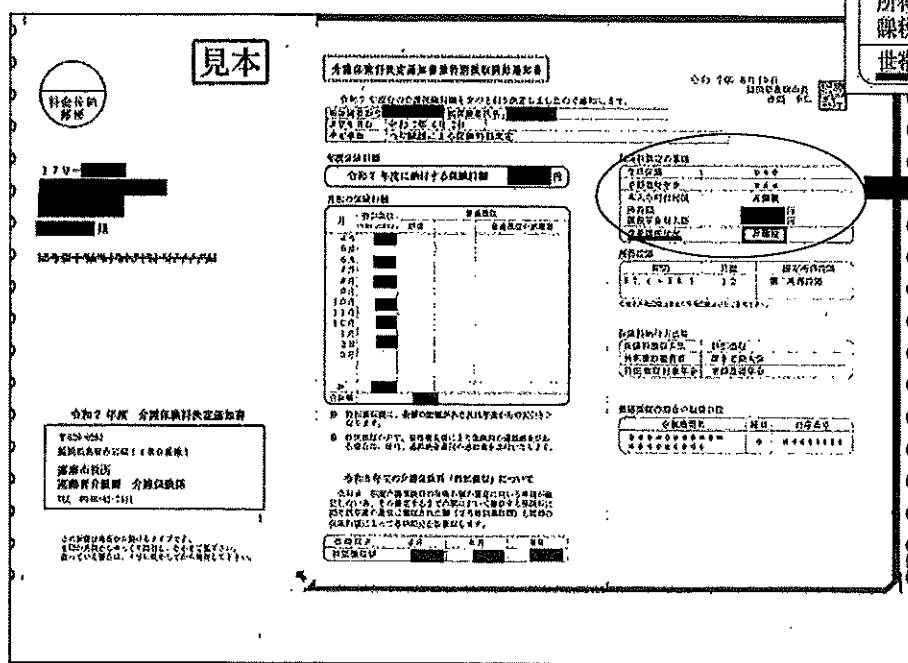
### ① 生活保護世帯 → 今まで通り「印鑑登録書兼医療カード」の提示

- 該当者は、「印鑑登録書兼医療カード」を確認し、予診票の下段（減免者の確認欄）に□生活保護者に☑し、ケース番号の記入をお願いします。（従来通り）

### ② 介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書

- この「通知書」は毎年6月中旬に市から65歳以上の方に郵送されます。

【見本】



保険料算定の基礎	
生活保護	※※*
老齢福祉年金	* * *
本市市町村民税	非課税
所得額	0円
課税年金収入額	0円
世帯課税状況	非課税

世帯課税状況が「非課税」の方が免除の対象者になります。  
世帯課税状況が「課税」の方は免除の対象となりません

- 「介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書」を持参された場合は、世帯課税状況が「非課税」になっていれば、減免対象者として予診票の下段（減免者の確認欄）□非課税世帯に☑をし、通知書はご本人に返していただくようお願いします。この「通知書」で確認された場合は、証明書の添付は必要ありません。

### ③ 個人の市民税非課税証明書

- ②の「通知書」のない方は、申請により市の窓口（税務課または各支所市民サービス係）で18歳以上の世帯員全員分の非課税証明書（個人分）を発行します。市の窓口での非課税証明書の申請目的に「予防接種用」と記載された場合は、世帯員に市民税課税者の該当があれば、発行をしないことになっています。

- 医療機関の窓口には、発行された世帯員全員分の非課税証明書(個人用)を持参される方と、接種者分のみ持参される方があると考えられますが、非課税証明書を提出された場合は、減免の対象者として扱っていただいて結構です。  
(接種者分のみ提出された場合も、世帯全員分の非課税証明書が提出された方ととらえていただいて結構です。)
- 非課税証明書で非課税をされた際は、従来通り予診票の下段（減免者の確認欄）□非課税世帯に☑をし、予診票に証明書の添付をお願いします。

「嘉麻市減免者の確認」問合せ先：嘉麻市役所健康課健康推進係

TEL0948-42-7430